

令和4年2月7日

広域委員会・広域浜プラン策定調整協議会
地域水産業再生委員会 機器事業
担当者 各位

一般社団法人 漁業経営安定化推進協会
<公印省略>

機器導入事業、漁船リース事業 各終了後の申請に関して

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

本協会の事業運営にあたりましては、日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます

さて、水産業競争力強化緊急事業「競争力強化型機器等導入緊急対策事業（機器導入事業）」および「水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（漁船リース事業）」終了後の申請について、機器導入事業⇔漁船リース事業における相互の考え方は下記の通りとなります。

なお、両事業の考え方は、基本的に共通となります。

（ 機器導入事業終了後の漁船リース事業への申請
漁船リース事業終了後の機器導入事業への申請 ）

- ①機器導入事業の導入機器の耐用年数に係る処分制限期間の終了日、または、最終 KPI 実績報告日のどちらか遅い方の終了日翌日より、漁船リース事業への申請が可能
- ②漁船リース事業のリース契約期間の終了日、または最終 KPI 実績報告日のどちらか遅い方を経過した後は、機器導入事業への申請が可能

※両事業とも終了後の申請に関しては、正しい耐用年数および処分制限年月日を確認してください。

以上

<お問い合わせ先>

一般社団法人漁業経営安定化推進協会
TEL : (03) 6895-0100
FAX : (03) 6895-0107
e-mail : kiki@gyoankyo.or.jp